

明治二十八年勅令第六十七号

明治二十八年勅令第六十七号（標準時ニ  
関スル件）

第一条 帝國從來ノ標準時ハ自今之ヲ中央標準時  
ト称ス

第二条 削除

第三条 本令ハ明治二十九年一月一日ヨリ施行ス

附 則（昭和十二年九月二十四日勅令第五  
二九号）

本令ハ昭和十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス